

平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業

1. 低炭素化設備導入事業
2. 再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業

公募要領(2 次)

公募期間：平成 29 年 8 月 8 日～9 月 20 日

平成 29 年 8 月

一般社団法人
温室効果ガス審査協会

二酸化炭素排出抑制等対策事業費補助金
(ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業)
低炭素化設備導入事業及び再生可能エネルギー利用技術導入促進事業公募要領

平成29年8月
一般社団法人温室効果ガス審査協会

一般社団法人温室効果ガス審査協会（以下「協会」という。）では、環境省から平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業）の交付を受け、農業分野の低炭素化を図るために、施設園芸においてヒートポンプまたはモデル的な再生可能エネルギー利用技術を導入する事業及び環境性能に優れる省エネルギー型農業機械を導入する事業（以下「補助事業」という。）に対する補助金を交付する事業を実施しています。

については、このうちヒートポンプまたはモデル的な再生可能エネルギー利用技術を導入する事業の概要、対象事業、応募方法、その他の留意事項を記載しておりますので応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業）交付規程（平成29年6月5日温審協A第170605001号。以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- 1 応募の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額に加算金（年10.95%の利率）をえた額を返還していただくことになります。
- 5 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 補助金の応募ができる者は、別紙1に示す「暴力団排除に関する誓約書」に誓約し、提出してください。

公募要領目次

1. 補助金の目的と性格
2. 公募する事業の内容
3. 補助対象経費及び補助金の交付額
4. 補助事業の実施期間
5. 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供
6. 補助対象事業の選定
7. 応募に当たっての留意事項
8. 応募の方法
9. 問い合わせ先

○補助事業における留意事項等について（必ずお読みください。）

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について
4. その他

- ・暴力団排除に関する誓約書【別紙1】
- ・応募申請書【様式1】
- ・実施計画書【様式1別紙1（1-1～1-2）】
- ・経費内訳【様式1別紙2（2-1～2-2）】

（参考）

- ・地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞
(平成29年2月環境省地球環境局)

1. 補助金の目的と性格

- 本補助金は、農業法人等が低炭素型の農業を推進するため省CO₂化に取組む計画（以下「低炭素化推進計画」という。）を策定し、当該計画に基づいて農業者に対してヒートポンプ設備等の導入を進める事業に対し、当該設備を導入するために要する費用の一部を補助します。
- 事業の実施により、農業分野におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量が確実に削減することが重要です。
このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。
- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。
具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業）交付要綱（平成29年3月17日環地温発第1703177号。以下「交付要綱」という。）及びヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業実施要領（平成29年3月17日環地温発第17031724号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細はp10「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

（注意事項）

- ・ 事業開始（設備購入に係る契約や発注を含む）は、交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

2. 公募する事業の内容

(1) 低炭素化設備導入事業

①補助対象設備

ヒートポンプ設備とその付帯設備（送風機等のヒートポンプ設備と一体的に稼働する設備）

②対象事業の要件

ア 申請者が、低炭素化推進計画を策定し、主体となって農業の低炭素化を推進するため、農業者に対し補助対象設備の導入を行う事業であること。

イ 補助対象設備の導入前後において、CO₂の排出量が10%以上削減すると見込まれるものであること。

ウ 農業法人等が農業者へ補助対象設備を貸出す場合は、当該設備の貸出しに伴う利用料金、利用期間、適切な維持管理がなされること等を定めた管理運営規定等を策定すること。なお、農業法人等が農業者へ当該設備を貸出する際の利用料金については、補助事業に要する経費から補助金額を除いた額を設備の耐用年数で除した金額以下とすること。

$$\frac{\text{補助事業に要する経費(円) - 補助金額(円)}}{\text{貸出し利用料金 (円/年)} \leq \frac{\text{耐用年数 (年)}}{}}$$

※補助事業に要する経費は補助対象経費の他、補助対象事業に要する諸経費（事務費を除く）を含む。

※耐用年数は7年とする。

③補助金の交付を申請できる者

ア 農業法人等（農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく特定農業法人をいう。以下同じ。）、農業公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。以下同じ。））

イ 民間企業（農業法人等が実施する補助事業において設備をファイナンスリース方式により提供するものに限る。）

※日本国内で事業を営んでいる者とする。

※ファイナンスリース事業者を代表事業者とするアとの共同申請とする。

また、この場合はリース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間を満了するまで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容である事を証明できる書類の提示を条件とする。

ウ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

(2) 再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業

①補助対象設備

パッシブ型施設園芸設備として導入するもののうち、地中熱利用設備、太陽光エネルギーの蓄熱利用設備等の再生可能エネルギー利用設備
(なお、既存の施設に単体で再生可能エネルギー利用設備を導入することは対象となりません。)

②対象事業の要件

- ア 申請者が低炭素化推進計画を策定し、主体となって農業の低炭素化を推進するため、農業者に対し補助対象設備の導入を行う事業であること。
- イ 補助対象設備の導入前後において、CO₂の排出量が10%以上削減すると見込まれるものであること。
- ウ 農業法人等が農業者へ補助対象設備を貸出す場合は、当該設備の貸出しに伴う利用料金、利用期間、適切な維持管理がなされること等を定めた管理運営規定等を策定すること。なお、農業法人等が農業者へ当該設備を貸出する際の利用料金については、補助事業に要する経費から補助金額を除いた額を設備の耐用年数で除した金額以下とすること。

$$\frac{\text{補助事業に要する経費(円)} - \text{補助金額(円)}}{\text{耐用年数(年)}} \leq \frac{\text{貸出し利用料金(円/年)}}{\text{耐用年数(年)}}$$

※補助事業に要する経費は補助対象経費の他、補助対象事業に要する諸経費（事務費を除く）を含む。

※耐用年数は7年とする。

③補助金の交付を申請できる者

- ア 農業法人等(農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業法人、農業公社)
- イ 民間企業（農業法人等が実施する補助事業において設備をファイナンスリース方式により提供するものに限る。）
※日本国内で事業を営んでいる者とする。
※ファイナンスリース事業者を代表事業者とするアとの共同申請とする。
また、この場合はリース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間を満了するまで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容である事を証明できる書類の提示を条件とする。
- ウ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

3. 補助対象経費及び補助金の交付額

(1) 低炭素化設備導入事業

ア 補助対象経費

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって交付規程別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費。

イ 補助金の交付額

補助対象設備の導入に係る経費の総額の1／3以内。ただし、1つの申請に係る補助金の交付申請額が100万円に満たない申請は対象とせず、交付額の上限は5,000万円とします。

(2) 再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業

ア 補助対象経費

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって交付規程別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費。

イ 補助金の交付額

補助対象設備の導入に係る経費の総額の1／2以内。ただし、1つの申請に係る補助金の交付申請額が100万円に満たない申請は対象とせず、交付額の上限は5,000万円とします。

※いずれの事業においても、以下の経費は補助対象外となります。

- ・消耗品
- ・既存機器等の撤去費・処分費
- ・受電設備
- ・設計費、現場調査費 等

4. 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、単年度とします。

交付決定日以降に事業を開始し、平成30年2月28日までに事業を終了するものとします。

5. 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

- (1) 補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、交付規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。
- (2) 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、交付規程様式第14による事業報告書を環境大臣に提出しなければならない。

6. 補助対象事業の選定

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。

(2) 審査方法

応募者より提出された応募申請書をもとに、以下の項目等について協会にお

いて書類審査を行います。書類審査を通過した申請に関して、その後、審査委員会において、補助対象事業の二酸化炭素排出量に係る削減量や費用対効果、他の事業者への波及性等に関する審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行います。

審査に際して、応募者にヒアリングを実施する場合があります。また、審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。なお、審査結果に対する御意見には対応致しかねます。

【書類審査内容】

- ①公募要領や交付規程に定める各要件を満たしていること。
- ②必要な書類が添付されていること。
- ③書類に必要な内容が記載されていること。
- ④事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること又は事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

【審査基準】

協会ホームページに掲載の「採択審査基準」を参照ください。

7. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象事業の開始

補助事業者は、交付決定を受けた後に事業を開始してください。

※交付決定後に契約、発注を行うこと。

それ以前に着手した経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

(3) 事業の完了

支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とします。

(4) 他の補助事業との関係

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）と重複する対象費用を含めません。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、受領済の補助金のうち解除対象となつた額に加算金（年10.95%の利率）を超えた額の返還が必要となるので、注意してください。

8. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、様式1に記載するとおりです。なお、応募書類のうち、様式1別紙1（実施計画書）は、別紙1-1、1-2から実施する事業の内容により選択、様式1別紙2（経費内訳）は別紙2-1、2-2から実施する事業の内容により選択とし、応募書類の作成に当たっては、必ず以下のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

（ホームページアドレス <http://www.gaj.or.jp>）

様式1別紙1の実施計画書については、補助対象設備であることを確認できる書類（機器仕様、図面）等を参考資料として必ず添付し、様式1別紙2の経費内訳については、交付規程別表第2の区分・費目・細分に従って記載してください。

また、応募者の農業法人等の概要に関する資料（パンフレット等）とともに、6.（2）④の経理的基礎に関し、直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。

※法人設立時期の関係で2期分の決算書が存在しない場合には、直近期の試算表及び1期分の決算書などを提出してください。

なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承下さい。応募書類に不備・不足がある場合は、応募を受理しない場合もありますので、ご注意ください。

(2) 公募期間

平成29年8月8日（火）から9月20日（水）12時必着

※受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けませんのでご留意願います。

(3) 提出方法

（1）の書類（紙）を正1部、副（様式1のコピー、様式1別紙1、及び様式1別紙2のみ）1部を同封の上、郵送してください（ファイリングは不要ですが2つ穴の紐とじとしてください。）。

加えて、当該書類（正本と同じ内容）の電子データを保存した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1部を提出してください（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。）。

○ 提出先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町3-29-1

住友不動産一ツ橋ビル7階

TEL：03-6261-4381

※封筒の表に、必ず赤字で「ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業応

募書類在中」と記してください。

※協会から応募者に対して応募書類を受け取った旨の連絡は致しません。配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で送付してください。なお、応募書類の持ち込みは受理しないので注意すること。

※提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

9. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、平成29年8月8日（火）から平成29年9月15（金）までの期間、受付します。詳細は、次のとおりです。

問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名を「【問い合わせ】平成29年度HPN事業（○○○農協）」とし、括弧内に団体等の名称を記入してください。
＜問い合わせ先＞

一般社団法人温室効果ガス審査協会

E-mail : hpn@gaj.or.jp

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業の範囲内で交付するものとし、適正化法等の規定によるほか、この補助金の交付要綱、実施要領及び交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、平成30年2月28日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を協会に提出することとする。）となります。

(2) 交付決定

提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、実施計画等）が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）

の対象経費を含まないこと。

ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。

補助事業者が他の事業者等と委託契約等を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

- ・契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を協会宛て提出していただきます。

協会では、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果は公表する場合があります。

(5) 取得財産の管理について

補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、適切な維持管理が講じられる必要があります。

補助事業者は、補助金受領日から7年以内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けることなしに処分してはなりません。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。

なお、取得財産等には、ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業による補助事業である旨を明示しなければなりません。

（6）不正に対する交付決定の解除等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の納付等の措置をとることがあります。

（7）事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、交付規程に定める事業報告書を環境大臣に提出しなければなりません。

4. その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、交付規程別表第2の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。